

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年四月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県側口市大字安行領根岸字原山三千八百六 他百十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百二十七・三二立方メートル